ウガンダにおける電子機器の輸入手続き

(2021年8月)

本レポートは、電子機器・製品をウガンダに輸入する場合、CoC(船積前検査証明)取得とウガンダ国内での流通に際し必要な規格認証など、手続きの内容をまとめたものです。また、電子機器を現地で組み立てし国内で流通させる場合の、必要な規格認証や製造責任の有無を調べました。

○作成:ジェトロ・ナイロビ事務所、 ビジネス展開支援課

【報告書の利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構(ジェトロ)ナイロビ事務所が現地法律事務所 ANJARWALLA &KHANNA に依頼しウガンダの MMAKS Advocates から 2021 年 8 月に提供を受けた情報に基づき、ジェトロの責任において作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび ANJARWALLA&KHANNA が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

電子機器の輸出および流通:ウガンダ向け

質問:

ウガンダ向け電子製品および電子部品の輸出および流通に必要な認証や要件を教えてください。

回答:

ウガンダ向け輸出貨物については、ウガンダ国家規格局(UNBS)が定める輸出前標準適合検査(Pre-Export Verification of Conformity: PVoC)規定に基づく適合証明書(Certificate of Conformity: CoC)の取得が必要です。

<輸出前標準適合検査の概要>

規格や仕様にはウガンダ国家規格局法(「UNBS法」)第327章が適用され、ウガンダ国家規格局(以下「UNBS」)が管轄します。また、2018年に可決された「ウガンダ国家規格局(輸入品の検査および通関)規則(「検査規則」)」に基づき、UNBSが標準仕様を定めている場合、その仕様の要件に従っていない製品は、ウガンダへの輸出入が禁止されています。電気・電子製品も、輸出者は船積地で輸出前標準適合検査(以下、PVoC)を受け、輸入者は輸入地点において適合証明書(以下、CoC)を提示することが求められます。

2021 年 6 月 30 日時点におけるウガンダ規格 (The catalogue of Uganda Standards) および 製品のリストは下記の UNBS ウェブサイトからご覧いただけます。

Uganda National Bureau Of Standards (unbs.go.ug)

ただし、電気・電子製品が下記いずれかに該当する場合は、PVoCの対象とはなりません。

- FOB 価格が 2,000 米ドルを超えない託送品
- ・国内規格に適合していることを保証する品質保証システムが調達に組み込まれている、政府プロジェクトの固有製品
- ・販売用ではなく製造工程において使用する原材料

- 外交貨物
- ・製品仕様マークを有する商品および東アフリカ共同体加盟国からの商品
- ・再販売用ではなく製造工程のために輸入される産業機械および予備部品
- ・軍事、警察および刑務所用に分類されるハードウェアおよび機器

輸入貨物に CoC が添付されていない場合は、輸入地点で仕向地検査の対象となります。検査費用として輸入者は、対象貨物の CIF 価格の 15%を負担しなければなりませんので注意してください。CoC が添付されている貨物についても、検査時に検査官が CoC に合致しないと判断する場合、仕向地での検査の対象となることがあります。ただし、下記に該当するものは、仕向地検査の対象とはなりません。

- ·FOB 価格が 1,000 米ドルを超えない商品
- ・ソーラーパネル
- ・原材料ならびに製品認証マークを有し再販用ではない産業用機械および予備部品

製品が UNBS により設定されている要件を満たす場合、UNBS は、検査規則に基づき輸入許可証を発行します。要件を満たさない場合、製品は廃棄または再輸出することが求められます。

<電子製品・部品の組み立ておよび流通のための認証要件>

「UNBS 法の第 21 条および 2018 年ウガンダ国家規格局(識別マークの使用)規則の規則 3 (特徴的なマーク規則)」は、標準規格が指定されている製品がそれに適合していない場合、または UNBS 理事会が採用した識別マークを有しない場合、製品の販売または流通のための輸入、配布、製造、販売、処理または管理を禁止しています。商品に対する識別マークの貼付が困難な場合は、UNBS は輸入者に対し書面で、製品の識別マーク貼付を許可することができます。識別マークの有効期限は 12 カ月です。UNBS 理事会が更新することもあります。

加えて、識別マーク規則の規則7は、輸出者がUNBS理事会または代表者に、ウガンダに輸入される前に識別マークの使用許可を申請することを義務付けています。商品が強制的標準仕様に適合

していない、または貿易協同組合相により禁止されている、または使用期限が切れている場合、 UNBS 理事会は識別マークの使用許可の発行を拒否できます。

UNBS 理事会は検査または試験に際し、製品のサンプル提出することを求めることがあります。 また、規格マークを得ていないのに許可を得ている印象を与えるマークを添付することは、UNBS 法で禁止されています。

<製造物責任について>

ウガンダには、ウガンダ国内での製品の組立に関する法制度がありません。しかし、2018 年商品販売およびサービスの供給法に基づき、製造業者は組み立てられた製品の品質が規格に適合することを保証しなければなりません。

また、製造物責任を規制する包括的な法律もありません。ただし、2010 年商標法は、 偽造登録 商標が添付されている製品、登録商標が違法に排除されている製品、そして登録商標が不正に貼付 されている製品を故意に販売すること、販売のために情報を公開すること、取引もしくは製造目的で製品を所有すること、取引もしくは製造目的でウガンダに製品を輸入することまたは取引もしくは製造目的で商品を輸出することを禁止しています。

また、2018 年製品販売およびサービスの供給法では、製品は、価格、商品説明およびその他すべての関連状況を鑑み、通常人が満足できるとみなすことが想定される基準を満たす場合、満足できる品質を有するとみなされます。

判例法も確立されています。ウガンダ裁判所は、欠陥製品の製造業者に対し、製品が工場から 出荷される時点に当該製品に隠れた欠陥があったこと、欠陥が製造業者の不注意により生じたこと、 ならびに製造業者が消費者である請求者に傷害を生じさせないための注意を払うべき状況であった ことを証明する責任を、請求者が負うと判断しています。 製造業者の注意義務に関しても、製造業者は製品の設計や材料の選択、生産工程に関し、製造業者の過失を近因として傷害を負った者に対し、相当の注意義務の行使の懈怠について責任を負うとの判決が出ています。

2019 年には欠陥製品に対する責任法案(Liability for Defective Products Bill)(「法案」)が議会に提出されています。本法案は議会において協議/可決されていませんが、欠陥製品に対し厳格な責任を課し、欠陥製品により負傷した消費者に訴訟を提起する権利を与え、訴えに対する防御の機会を生産者に与え、消費者に保護を与える内容となっています。

※参考:適用法令

The Uganda National Bureau of Standards Act, Cap 327(ウガンダ国家規格局法第 327 章)

The Uganda National Bureau of Standards (Inspection and Clearance of Imports) Regulations, 2018(2018年ウガンダ国家規格局(輸入品の検査および通関)規則)

The Uganda National Bureau of Standards (Use of Distinctive Mark) Regulations, 2018 (2018 年 ウガンダ国家規格局(識別マークの使用)規則)

The Trademarks Act 2010 (2010 年商標法)

The Sale of Goods and Supply of Services Act, 2018(2018 年商品の販売およびサービスの供給法) 判例法